

# 記載例

令和 年分

農業所得計算ノート



住 所 美郷町

氏 名 美郷 水茂

電話番号 0187-84-0000

## 収入の部

### ①販売金額

分類	月 日	数量 (袋・箱・kg)	備考 (品種・販売先等)	金額
米	JA出荷分	10/30	270袋／30kg あきたこまち JA秋田おばこ	4,050,000
		10/30	50袋／30kg 加工用米 JA秋田おばこ	450,000
		/		
		/		
		/		
	J A出荷以外	11/10	40袋／30kg めんこいな ○○商店	600,000
野菜		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		8/10	90kg きゅうり ○○直売所	89,000
その他		9/15	100kg ほうれん草 ○○直売所	128,000
		/		
		/		
		/		
		/		
<b>①販売金額計</b>				<b>5,317,000</b>

※注意点

- ◆ 販売代金は、農協等が出す『出荷金額証明書』の出荷金額や、市場等に出荷して受取った領収書等の合計金額、露店などで農産物を売った金額等を確認して記載してください。
- ◆ 農協の出荷金額証明書の出荷経費は「経費の部」⑦荷造運賃手数料になります。販売金額から出荷経費を差し引いていいか確認ください。
- ◆ 野菜等の売り上げは、手数料等の引き落とし前の金額で記入してください。
- ◆ くず米代金や米の清算金等は、③雑収入に記載してください。

### ②家事消費・事業消費

分類	品種等	数量 (袋・箱・kg)	見積単価	金額
米	あきたこまち	20袋／30kg	15,000円／30kg	300,000
野菜	きゅうり	5kg	1,280円／1kg	6,400
その他				
<b>②家事消費・事業消費計</b>				<b>306,400</b>

※注意点

- ◆ 自分の家で食べる米（飯米）の他、親戚に贈った米や野菜なども記載してください。

### ③雑収入

分類	項目	月日	適用・内訳・相手先	金額
米 関連 収入	国・県からの交付金	/	米の直接払交付金（国）	204,750
	国・県からの交付金	/	水田活用直接払交付金（国）	134,250
		/		
		/		
	過年度産米精算金	/	○年産米精算（JA秋田おばこ）	53,110
		/	加工・輸出・備蓄米（JA秋田おばこ）	28,270
		/		
		/		
	加工用米等の精算金	/		
	くず米・中米販売代金精算金	/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
野 菜	各種栽培助成金	/		
		/		
	出荷奨励金	/		
		/		
		/		
		/		
作業 受託 収入		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
その 他	共済組合無事戻し金	/		
	受取作物共済金	/		
	水・環境・保全活動	10/5	○○地区資源保全組合 (7月～8月草刈日当)	17,000
		/		
		/		
		/		
		/		

③雑収入計

437,380

※注意点

- ◆ 共済・収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）などに対してあらかじめ積み立てた「拠出金」がある場合、その金額は「経費の部」のその他へ記載してください。
- ◆ 農協の出資配当金は農業所得ではなく、配当所得になります。

## 経費の部

### ⑧雇人費

作業内容	月日	支払相手・人数等	金額
草刈り	7/11・8/29	秋田 一郎 他	52,000
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
⑧雇人費計			52,000

※注意点

- ◆ 家族に支払ったものは雇人費になりません。専従者給与（18頁参照）になります。

### ⑨小作料・賃借料

作業内容	月日	内訳・支払先（住所氏名）	金額
小作料	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
作業委託料	5/10	畦畔形成 仙北 太郎	19,000
	5/15	耕起・代搔 農業法人○○	28,500
	9/25	刈り取り トラクター利用組合	98,000
	/		
	/		
	/		
	/		
施設利用料	10/30	カントリー利用料 JA秋田おばこ	38,980
	/		
	/		
	/		
その他	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
⑨小作料・賃借料計			184,480

## ⑩ 減価償却資産台帳

※平成19年4月1日以降に購入した場合は記入不要です。（イ「取得価格」で計算します）

⑩ 減価償却費計

887,792

## ⑪貸倒金

項目	相手先・内 容	金額
	⑪貸倒金計	

※注意点

- ◆ 売り上げが未回収になってしまったもの。

## ⑫利子割引料

対象	資金等の名称	支払月日	支払元本（本年分）	償還年月	利子割引料
農地 関連	農業近代化資金	12/10		10	19,800
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
機械 ・建物 関連		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		/			
		⑫利子割引料計			19,800

※注意点

- ◆ 元金の月々の返済額は該当しません。
- ◆ 農業のための借入金（農地取得資金や農業機械の購入）の支払利息で、農協や銀行が発行した利子証明書が必要です。

## その他の経費

## イ.租税公課

※ 注意点

- ◆ 固定資産税については、納税通知書に同封された固定資産税課税明細書で確認ください。ただし、農業分が対象となりますので、居住部分の宅地や住宅分は原則含まれません。

## □. 種苗費

分類	項目	支払月日	内訳(数量・単価)	支払金額
米	あきたこまち(苗)	5/26	200箱 JA秋田おばこ	138,000
	めんこいな	3/25	種糞30kg ○▲商店	16,080
		/		
		/		
		/		
野菜	きゅうり苗代	7/20	▲▲苗店(出荷分のみ)	18,000
	ほうれん草	7/30	▲▲苗店	8,900
		/		
		/		
		/		
その他		/		
		/		
		/		
		/		
		/		
□. 種苗費計				180,980

## 八. 素畜費

導入畜産費	支払月日	内訳・購入先	金額
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
八. 素畜費計			

## 二. 肥料代

項目	支払月日	内訳(数量・単価)	支払金額
てまいらず他	11/1	農協より年間購入分	294,800
化学肥料○○	8/10	▲▲スーパー美郷店	18,780
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
二. 肥料代計			313,580

## 木. 飼料費

購入品目名	支払月日	内訳・購入先	金額
	/		
	/		
	/		
	/		
木. 飼料費計			

## ヘ. 農具費

購入機種名	支払月日	内訳・購入先	事業割合	金額
エンジンポンプ機	3/24	◆◇農機店	100	61,000
草刈機	4/11	◆◇農機店	100	48,900
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
	/			
ヘ. 農具費計				109,900

※注意点

◆ 10万円未満の農具・道具・農機具部品類

## ト. 農薬衛生費

項目	支払月日	内訳・購入先	金額
農薬代	/	JA秋田おばこ 年間購入分	120,805
除草剤	4/22	▲▲スーパー美郷店	9,027
ラジヘリ防除	10/28	病害虫防除組合	142,263
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
ト. 農薬衛生費計			272,095

※注意点

◆ 農薬の購入費や、共同防除（ラジヘリ・ドローン）の負担金など

## 手. 諸材料費

諸材料名	支払月日	内訳・購入先	金額
ビニール	2/10	○○商店	33,446
育苗用床土	2/15	JA秋田おばこ	119,880
米袋	9/15	JA秋田おばこ	20,760
オイルストレーナー	9/17	(有)▲▲商会	1,533
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
チ. 諸材料費計			175,619

リ. 修繕費

※ 注意点

- ◆ 農業に使用している建物、車両、農機具等の修理代金（車検代も含みます。）
  - ◆ 1回の修繕費用が60万円以上で資本的支出（資産の価値を高めたり耐久性を増すなど）となるものは減価償却費となります。

## 又. 動力光熱費

◆ 農業に使用している分を事業割合(%)としてください。

月	電気料（動力）			電気料（一般）			水道料		
	支払金額	事業割合%	必要経費	支払金額	事業割合%	必要経費	支払金額	事業割合%	必要経費
1	2,314	100	2,314						
2	2,314	100	2,314						
3	2,480	100	2,480				3,980	5	199
4	2,454	100	2,454				5,181	5	259
5	2,687	100	2,687				6,120	10	612
6	2,555	100	2,555				5,498	10	550
7	2,314	100	2,314				7,002	10	700
8	2,314	100	2,314						
9	2,641	100	2,641				5,565	10	557
10	3,890	100	3,890				4,230	10	423
11	4,680	100	4,680				4,317	5	216
12	2,954	100	2,954						
計			33,597						3,515

月	ガソリン代			軽油代			灯油代		
	支払金額	事業割合%	必要経費	支払金額	事業割合%	必要経費	支払金額	事業割合%	必要経費
1									
2									
3	3,458	30	1,037						
4	4,191	30	1,257	15,671	100	15,671			
5	4,980	30	1,494	3,844	100	3,844			
6	4,798	30	1,439						
7	3,915	30	1,175	1,733	100	1,733			
8	3,426	30	1,028						
9	6,140	30	1,842	10,789	100	10,789	19,481	100	19,481
10	5,477	30	1,643	4,684	100	4,684	15,848	100	15,848
11	3,158	30	947						
12									
計			11,863			36,721			35,329

月	混合油								
	支払金額	事業割合%	必要経費	支払金額	事業割合%	必要経費	支払金額	事業割合%	必要経費
1									
2									
3									
4									
5									
6	3,180	100	3,180						
7									
8	4,320	100	4,320						
9									
10									
11									
12									
計			7,500						

又. 動力光熱水費計

128,525

## ル. 作業用衣料費

購入品名	支払月日	内訳・購入先	金額
長靴	3/8	スーパーミサト大曲店	5,800
作業衣料	4/10	ワークメン美郷	9,890
手袋	5/11	〇〇商店	250
腕カバー	9/19	ワークメン美郷	897
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
ル. 作業用衣料費計			16,837

## ヲ. 農業共済掛金

項目	支払月日	内訳	金額
水稻共済	7/15	北部農業共済	22,098
農機具共済	7/15	北部農業共済	4,400
建物共済	7/31	北部農業共済（作業場）	8,800
自動車共済	4/30	JA秋田おばこ(軽トラック80%)	5,250
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
/			
ヲ. 農業共済掛金計			40,548

※注意点

- ◆ 水稻（果樹）・ハウスなどの共済掛金、農業用建物・車両に対する保険料など。
- ◆ 建物更正共済や長期火災保険の場合は掛け捨て部分のみです。
- ◆ 生命保険料や住宅の火災保険料は農業の経費にはなりません。

## ワ. 荷造運賃手数料

項目	支払月日	内訳・支払先	金額
米運搬手数料	10/21	JA秋田おばこ	44,550
米検査手数料	10/28	JA秋田おばこ	15,444
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
		ワ. 荷造運賃手数料計	59,994

※注意点

- ◆ 農協の出荷経費を収入①販売金額から差し引いていいか確認ください。

## 力. 土地改良区費

項目・改良区名	支払月日	内訳	金額
美郷土地改良区	10/18		128,500
秋田水系土地改良区	10/31		79,000
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
	/		
		力. 土地改良区費計	207,500

※注意点

- ◆ 土地改良区等の負担金のうち維持管理費など。

ヨ～ソ、その他（⑧～ツに含まれない他の経費）

例) 国・県の交付金などにあらかじめ積立金を拠出している場合、その拠出金。廃プラ・廃ビニール処分費用、償却資産の除却損など。

ツ. 雜費

例) 農業の専門誌、研修費、事務用品など。  
農業に使用している分を事業割合としてください。

# 経費合計

◎必要経費(P5～P16の科目の合計金額を移記します。)

科目番号	科 目	金 領
⑧	雇人費	5ページ 52,000円
⑨	小作料・賃借料	5ページ 184,480円
⑩	減価償却費	7ページ 887,792円
⑪	貸倒金	8ページ
⑫	利子割引料	8ページ 19,800円
⑬	租税公課	9ページ 109,608円
⑭	種苗費	10ページ 180,980円
⑮	素畜費	10ページ
⑯	肥料代	10ページ 313,580円
⑰	飼料費	11ページ
⑱	農具費	11ページ 109,900円
⑲	農薬衛生費	11ページ 272,095円
⑳	諸材料費	12ページ 175,619円
㉑	修繕費	12ページ 103,258円
㉒	動力光熱費	13ページ 128,525円
㉓	作業用衣料費	14ページ 16,837円
㉔	農業共済掛金	14ページ 40,548円
㉕	荷造運賃手数料	15ページ 59,994円
㉖	土地改良区費	15ページ 207,500円
㉗～㉙	その他	16ページ
㉚	雑費	16ページ 34,500円
	経費合計	2,897,016円

収入合計

6,060,780円

経費合計

2,897,016円

専従者給与

\_\_\_\_\_

農業所得

3,163,764円



(次頁を参考に計算し、記入してください。)

## 専従者について（白色申告の場合）

生計を一緒にしている配偶者やその他の15歳以上の親族が、1年のうち6ヶ月を超える期間、農業に専ら従事している場合、1人につき次の①・②いずれか少ない方の金額を経費にすることができます。なお、この専従者控除額は専従者の給与所得の収入金額となります。

- ① 限度額 配偶者：86万円 配偶者以外：50万円  
※これ以上の金額を経費にすることはできません。
- ② 【(収入合計－経費合計)の金額】÷(事業専従者数+1)
- どちらか少ないほうの金額が専従者控除額となります。

例) 農業専従者が妻と子

◆ 農業収入180万円 経費60万円 の場合

$$(180\text{万円} - 60\text{万円}) \div (2\text{人(妻と子)} + 1\text{人(あなた)}) = 40\text{万円(ア)}$$

上記の①と(ア)を比べると、(ア)のほうが少ないので、専従者控除額は妻も子も40万円。

◆ 農業収入500万円 経費200万円 の場合

$$(500\text{万円} - 200\text{万円}) \div (2\text{人} + 1\text{人}) = 100\text{万円(イ)}$$

上記の①と(イ)を比べると、①のほうが少ないので、専従者控除額はそれぞれ限度額（妻86万円、子50万円）となります。

※注意点

- ◆ 専従者の条件
  - ・ 15歳以上の同居親族である。
  - ・ 高校生や大学生など学生ではない。
  - ・ 6か月以上農業（事業）に専ら従事していること。
  - ・ 他に職業がある人で、農業に専ら従事することが困難な人は除く。
- ◆ 専従者控除額がそのまま専従者の給与収入となるため、専従者に税金などがかかる場合があります。
- ◆ 専従者控除とした親族は、税制上の控除対象配偶者や扶養控除にとれません。専従者控除か、扶養控除どちらか一方です。
- ◆ 専従者控除を適用した場合、農業所得がマイナスになることはありえません。マイナスになる場合は専従者控除額の計算が誤っています。

## 農事組合法人からの支払金等について

農事組合法人等からの支払を受けたときは、個人で農業を行っているか（自作農地部分があるか）、また、法人からの支払い形態によって申告する収入の種類が変わってきます。法人から受け取る支払明細等をご確認ください。

なお、役員報酬は給与収入として計上します。

農業実施の状況	法人からの支払明細の内容	
	事業分量配当・従事分量配当	源泉徴収票
農業をしている	農業所得（雑収入）	給与収入
農業をしていない	農業所得（雑収入） または、雑所得（その他）	給与収入

農事組合法人からの従事分量配当については、収入から経費を差し引いた純利益を、構成員に配分したものとなるため、原則必要経費は認められません。

また、農事組合法人設立にともなう出資金も、必要経費になりませんのでご注意ください。

## その他

### ◇ 青色申告について

所得税法では、一定の帳簿を備付けて取引を記録し申告する方に対し、税金面でさまざまな特典が認められています。

#### 【主な特典】

- ①青色事業専従者給与・・・青色事業専従者に支払った給与については、一定の条件のもとに必要経費が算入されます。
- ②青色申告特別控除・・・複式簿記の方法で記帳して、貸借対照表を添付している場合で、e-Taxで申告をしているときは65万円、e-Taxで申告をしていないときは55万円を所得金額から控除できます。（簡易帳簿の場合10万円）
- ③純損失の繰越控除・・・その年に農業の赤字が生じた場合には、その年の翌年から3年間にわたって、赤字を繰越控除できます。

白色申告から青色申告に変えたいときは、申告をしようとする年の3月15日までに税務署に「所得税の青色申告承認申請書」の提出が必要です。

### ◇ 書類の保管について

帳簿書類は5年間（収入金額や必要経費を記載した帳簿は7年間）保存する必要があります。

### ◇ 収入金額が1千万を超える方

収入金額が1千万を超える方は、消費税の課税事業者となる場合がありますので、税務署にお尋ねください。

美郷町税務課 住民税班 TEL 0187-84-4902  
大曲税務署個人課税担当 TEL 0187-62-2191